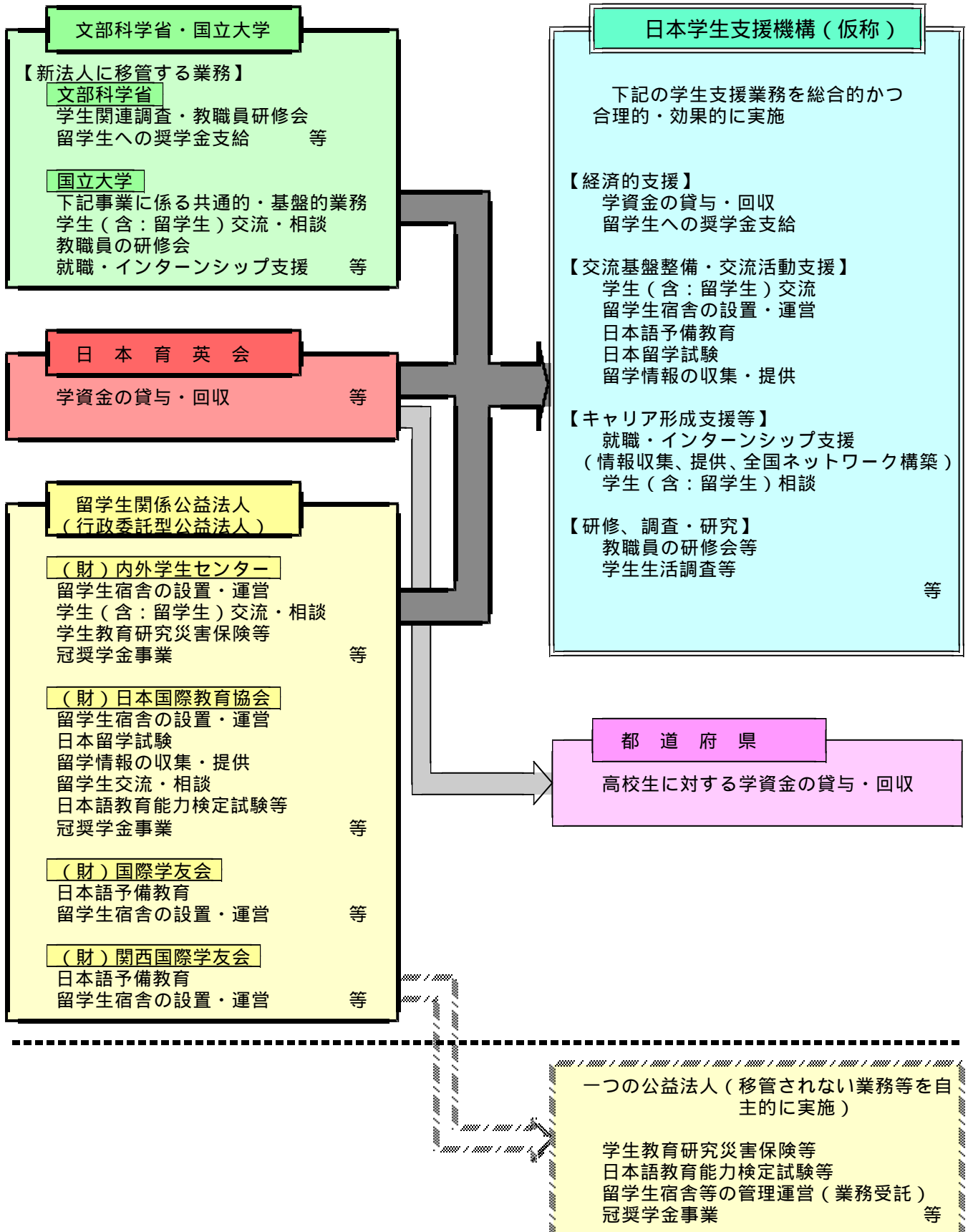


独立行政法人日本学生支援機構（仮称）のイメージ



独立行政法人日本学生支援機構法案（仮称）の概要

日本育英会を解散し、その業務を国及び関係公益法人の学生支援業務に統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構（仮称）を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等について定める。

1. 骨子

(1) 法人の名称 独立行政法人日本学生支援機構（仮称。以下「機構」という。）

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本育英会

（国（本省、国立大学）の学生支援業務の一部や、日本国際教育協会等の関係公益法人の事業のうち留学生支援業務を機構に移管。）

(2) 法人の目的

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(3) 主な業務

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

外国人留学生の寄宿舍その他留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。

外国人留学生の寄宿舍を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 業務に関する事項

機構は、大学院において無利子奨学金の貸与を受けた者のうち、在学中に優れた業績を挙げたと認められる者には、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

学資の貸与に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。

(5) 役員の種類・数

機構の役員として、理事長、理事及び監事を置く。

（参考）解散する特殊法人等の役員の種類・数 会長、理事長、理事4名、監事2名

(6) 職員の身分

職員の身分は、非公務員とすること。

(7) 施行期日

施行期日は公布の日とする。（法人の設立時期は平成16年4月1日）

2. その他

日本育英会は機構の成立の時に解散し、権利義務は機構が承継する。

関係財団法人の権利義務の一部（移管される業務に伴うもの）は、機構が承継する。

高校奨学金の地方移管に伴う経過措置について規定する。